

歳出

（単位 千円）

科 目		金 額
款	項	
01	都営住宅等事業費	171,431,000
	01 都営住宅等事業費	171,431,000
歳 出 合 計		171,431,000

第2号 繰越明許費

（単位 千円）

款	項	事 業 名	金 額
01	都営住宅等事業費		18,690,000
	01 都営住宅等事業費		18,690,000
		1 住宅建設事業	18,690,000

第3号 債務負担行為(工事請負契約)

(単位 千円)

番号	事項	期間	限度額
1	公営住宅建設工事	平成32年度～平成34年度	44,618,000
2	都営住宅耐震改修工事	平成32年度～平成33年度	1,334,000
3	小笠原住宅建設工事	平成32年度	13,503
4	地域開発整備事業併存施設建設工事	平成32年度～平成34年度	560,000
合 計			46,525,503

第4号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額		(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額
1	都営住宅等事業費	31,827,000

(2) 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率  
年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 償還の方法  
起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

(5) その他

ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

## 平成31年度東京都営住宅等保証金会計予算

## 予算総則

平成31年度東京都営住宅等保証金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入10,177,000千円、歳出2,502,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

## 第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	保証金収入	605,000
	01 住宅保証金収入	529,000
	02 定期借地権保証金収入	76,000
02	繰入金	2,186,000
	01 都営住宅等事業会計繰入金	2,186,000
03	諸収入	1,000
	01 住宅保証金利子収入	600
	02 定期借地権保証金利子収入	400
04	繰越金	7,385,000
	01 繰越金	7,385,000
歳 入 合 計		10,177,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	返還金	645,000
	01 住宅保証金返還金	644,000
	02 定期借地権保証金返還金	1,000
02	繰出金	1,857,000
	01 繰出金	1,857,000
歳 出 合 計		2,502,000

歳入歳出差引残額 7,675,000千円

平成31年度東京都都市開発資金会計予算

予 算 総 則

平成31年度東京都都市開発資金会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4,954,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(都債)

第2条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2号都債」による。

## 第1号 歳入歳出予算

## 歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	3,949,645
	01 財産運用収入	22,102
	02 財産売却収入	3,927,543
02	繰入金	4,250
	01 一般会計繰入金	4,250
03	諸収入	104
	01 都預金利子	103
	02 雑入	1
04	都債	1,000,000
	01 都債	1,000,000
05	繰越金	1
	01 繰越金	1
歳 入 合 計		4,954,000

## 歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	用地費	4,954,000
	01 用地費	4,954,000
歳 出 合 計		4,954,000

第2号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法
番号	起債の目的	起債限度額	普通貸借の方法により政府から起債する。
1	都市開発用地費	1,000,000	(3) 利率 年8.5%以内
			(4) 償還の方法 政府の定める条件により償還する。 繰上償還をすることがある。
			(5) その他 起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

平成31年度東京都用地会計予算

予算総則

平成31年度東京都用地会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ43,138,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

## 第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	4,735,142
	01 財産運用収入	1
	02 財産売却収入	4,735,141
02	繰入金	24,710,000
	01 一般会計繰入金	24,710,000
03	諸収入	591
	01 都預金利子	590
	02 雑入	1
04	都債	9,510,000
	01 都債	9,510,000
05	繰越金	4,182,267
	01 繰越金	4,182,267
歳 入 合 計		43,138,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	用地費	43,138,000
	01 用地買収費	43,138,000
歳 出 合 計		43,138,000

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
01 用地費			337,000
	01 用地買収費		337,000
		1 公共用地先行取得	337,000

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額

番号	起債の目的	起債限度額
1	公共用地先行取得費	9,510,000

(2) 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

(3) 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

(4) 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

(5) その他

ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。



## 平成31年度東京都公債費会計予算

## 予 算 総 則

平成31年度東京都公債費会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,287,454,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定による債務負担行為のうち、損失補償及び保証契約等に関する債務負担行為の事項、期間及び限度額は、「第2号債務負担行為（損失補償及び保証契約等）」による。

(都債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定による都債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3号都債」による。

## 第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	財産収入	1,663,856
	01 財産運用収入	1,663,856
02	繰入金	998,725,434
	01 繰入金	998,725,434
03	諸収入	441,710
	01 都預金利子	1,066
	02 雑入	440,644
04	都債	286,623,000
	01 都債	286,623,000
歳 入 合 計		1,287,454,000

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01 公債費		1,287,454,000
	01 公債費	1,287,454,000
歳 出 合 計		1,287,454,000

第2号 債務負担行為(損失補償及び保証契約等)

(単位 千円)

番号	事 項	期 間	限 度 額
1	東京都公債の元利金支払事務等の取扱契約	平成 31 年度～平成 71 年度	—

第3号 都債

(単位 千円)

(1) 起債の目的及び起債限度額			(2) 起債の方法 証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。 証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。
番号	起債の目的	起債限度額	
1	一般会計借換資	263,933,000	(3) 利率 年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内
2	都営住宅等事業会計借換資	22,690,000	
合 計		286,623,000	(4) 償還の方法 起債のときから据置期間を含め30年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。
			(5) その他 ア (1)に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。 イ 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、(1)の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。 ウ 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本号に定める条件によって起債することができる。 本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。 エ 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。 オ 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、(1)に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

平成31年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算

予 算 総 則

平成31年度東京都臨海都市基盤整備事業会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の総額及び区分)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入4,172,168千円、歳出2,111,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1号歳入歳出予算」による。

(繰越明許費)

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2号繰越明許費」による。

第1号 歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	使用料及手数料	186
	01 手数料	186
02	財産収入	12
	01 財産売払収入	12
03	繰入金	1,334,335
	01 公営企業会計繰入金	1,334,335
04	諸収入	517
	01 都預金利子	61
	02 雑入	456
05	繰越金	2,837,118
	01 繰越金	2,837,118
歳 入 合 計		4,172,168

歳出

(単位 千円)

科 目		金 額
款	項	
01	臨海都市基盤整備費	2,111,000
	01 臨海都市基盤整備費	2,111,000
歳 出 合 計		2,111,000

歳入歳出差引残額 2,061,168千円

第2号 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
01	臨海都市基盤整備費		281,000
	01	臨海都市基盤整備費	281,000
		1 臨海都市基盤整備	281,000

平成31年度東京都病院会計予算

(総則)

第1条 平成31年度東京都病院会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 患者数

普通	入院	3,734床	延	1,230,492人	外来	1日	6,605人	延	1,941,870人
精神	入院	1,090床	延	359,046人	外来	1日	600人	延	176,400人
結核	入院	41床	延	9,150人	外来	1日	30人	延	8,820人
感染症	入院	40床	延	732人	外来	1日	一人	延	一人
合計	入院	4,905床	延	1,599,420人	外来	1日	7,235人	延	2,127,090人

2 主要な建設改良事業

多摩メディカル・キャンパス保育施設建築工事	503,725千円
大塚病院改修工事	1,720,214千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	病院事業収益	173,044,000千円
第1項	医業収益	147,512,780千円
第2項	医業外収益	24,227,228千円
第3項	特別利益	1,303,992千円
	収入合計	173,044,000千円

支出

第1款	病院事業費用	172,244,000千円
-----	--------	---------------

第1項 医業費用	169,446,098千円
第2項 医業外費用	2,585,842千円
第3項 特別損失	212,060千円
支出合計	172,244,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額29,307,284千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	2,676,716千円
第1項 企業債	2,672,000千円
第2項 固定資産売却収入	4,716千円
収入合計	2,676,716千円

支出

第1款 資本的支出	31,984,000千円
第1項 建設改良費	13,603,245千円
第2項 企業債償還金	18,380,755千円
支出合計	31,984,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
大塚病院改修工事	平成32年度～平成34年度	9,605,061千円
駒込病院保育施設建築工事	平成32年度	217,496千円
墨東病院照明設備改修工事	平成32年度	323,348千円
多摩総合医療センター職務住宅解体工事	平成32年度	147,780千円
合 計		10,293,685千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

病院建設改良事業	2,672,000千円
----------	-------------

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は38,488,000千円である。  
 (たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は28,000,000千円と定める。  
 (重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産		
種類	名称	数量
器械及備品	医療器械	4台

平成31年度東京都中央卸売市場会計予算

(総則)

第1条 平成31年度東京都中央卸売市場会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間取扱数量及び金額

水産物	514,000t	5,415億円
青果物	1,988,000t	7,025億円
畜産物	73,000t	1,390億円
花き	1,453,000千本	909億円

2 使用料徴収対象面積

卸売業者売場	154,026㎡
仲卸業者売場	40,413㎡
事務所	116,656㎡
その他	381,948㎡

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 市場事業収益	78,452,000千円
第1項 営業収益	18,298,370千円
第2項 営業外収益	6,226,915千円
第3項 特別利益	53,926,715千円
収入合計	78,452,000千円

支出

第1款 市場事業費	48,371,000千円
第1項 営業費用	34,203,515千円
第2項 営業外費用	4,944,778千円
第3項 特別損失	9,221,707千円
第4項 予備費	1,000千円
支出合計	48,371,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額4,258,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 市場資本的収入	1,620,000千円
第1項 企業債	1,533,000千円
第2項 その他資本収入	87,000千円
収入合計	1,620,000千円

支出

第1款 市場資本的支出	5,878,000千円
第1項 建設改良費	5,110,264千円
第2項 投資	207,000千円
第3項 国庫補助金返納金	560,736千円
支出合計	5,878,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
中央卸売市場活性化支援事業	平成32年度～平成33年度	50,000千円
豊洲市場移転支援事業	平成32年度～平成53年度	1,876,000千円

市場建設改良事業	平成32年度	2,871,000千円
豊洲市場移転支援事業損失補償	平成31年度～平成63年度	5,646,000千円
合 計		10,443,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

市場建設改良事業	1,533,000千円
----------	-------------

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。



(他会計からの補助金)

第7条 事業運営資金として、一般会計から補助を受ける金額は4,368,000千円である。

### 平成31年度東京都都市再開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度東京都都市再開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

主要な建設改良事業

用地買収	9,714㎡
用地補償	14棟
公共施設工事	113,465千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 都市再開発事業収益	39,670千円
第1項 営業外収益	39,670千円
収入合計	39,670千円

支出

第1款 都市再開発事業費用	15,000千円
第1項 営業費用	13,740千円
第2項 営業外費用	1,260千円
支出合計	15,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額109,495千円は、繰越工事資金で補てんするものとする。)

収入

第1款	資本的収入	14,760,505千円
第1項	一般会計負担金	1,200千円
第2項	公営企業会計負担金	5,530,000千円
第3項	国庫補助金	2,089,792千円
第4項	長期借入金	6,300,000千円
第5項	雑収入	839,513千円
	収入合計	14,760,505千円
支出		
第1款	資本的支出	14,870,000千円
第1項	都市再開発事業費	14,788,100千円
第2項	建設利息	81,900千円
	支出合計	14,870,000千円

平成31年度東京都臨海地域開発事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度東京都臨海地域開発事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1	埋立地の処分	処分面積	29㎡
2	埋立地の賃貸	貸付面積	1,505,954㎡
3	主要な建設改良事業		
	埋立地造成事業		1,450,000千円
	環境整備事業		785,000千円
	道路橋梁整備事業		1,000千円
	埋立改良事業		3,132,000千円
	臨海副都心建設事業		7,706,000千円
	臨海副都心改良事業		2,495,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	開発事業収益	14,620,000千円
第1項	営業収益	10,863,855千円
第2項	営業外収益	3,756,135千円
第3項	特別利益	10千円
	収入合計	14,620,000千円

支出

第1款	開発事業費用	6,643,000千円
-----	--------	-------------

第1項 営業費用	4,248,000千円
第2項 営業外費用	2,394,990千円
第3項 特別損失	10千円
支出合計	6,643,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額16,021,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	192,000千円
第1項 雑収入	192,000千円
収入合計	192,000千円

支出

第1款 資本的支出	16,213,000千円
第1項 埋立事業費	16,213,000千円
支出合計	16,213,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
埋立造成事業	平成32年度	1,795,000千円
埋立改良事業	平成32年度	2,589,000千円
臨海副都心改良事業	平成32年度	206,000千円
合 計		4,590,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は10,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 児童手当負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は6,380千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は25,000千円と定める。

## 平成31年度東京都港湾事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度東京都港湾事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## 1 港湾施設管理運営事業

荷役機械	3基
上屋	34棟
貯木場	904,747㎡

## 2 主要な建設改良事業

港湾施設整備事業	5,350,977千円
港湾施設改良事業	451,756千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 港湾事業収益	4,692,000千円
第1項 営業収益	4,139,665千円
第2項 営業外収益	552,325千円
第3項 特別利益	10千円
収入合計	4,692,000千円

支出

第1款 港湾事業費用	3,557,000千円
第1項 営業費用	3,332,000千円
第2項 営業外費用	224,990千円

第3項 特別損失	10千円
支出合計	3,557,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5,835,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	1,000千円
第1項 雑収入	1,000千円
収入合計	1,000千円

支出

第1款 資本的支出	5,836,000千円
第1項 建設改良費	5,802,733千円
第2項 企業債費	33,267千円
支出合計	5,836,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
港湾施設整備事業	平成32年度	396,000千円
港湾施設改良事業	平成32年度	50,000千円
合計		446,000千円

(一時借入金)

第6条 一時借入金の限度額は1,300,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第7条 児童手当負担金として、一般会計から補助を受ける金額は420千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第8条 たな卸資産の購入限度額は3,000千円と定める。

平成31年度東京都交通事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度東京都交通事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

事業別	期首在籍車両数	年間走行距離	年間輸送人員	一日平均輸送人員
自動車運送事業	1,501両	47,636千km	248,408千人	678,711人
乗合	1,496両	47,300千km	247,948千人	677,454人
貸切	5両	336千km	460千人	1,257人
軌道事業	33両	1,465千km	17,525千人	47,883人
新交通事業	90両	7,790千km	33,466千人	91,437人
懸垂電車事業	2両	13千km	679千人	3,710人

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款	自動車運送事業収益	47,200,000千円
第1項	営業収益	46,111,000千円
第2項	営業外収益	1,089,000千円
第2款	軌道事業収益	7,280,000千円
第1項	営業収益	3,115,000千円
第2項	営業外収益	4,165,000千円
第3款	新交通事業収益	6,733,000千円
第1項	営業収益	6,511,000千円
第2項	営業外収益	222,000千円

第4款 懸垂電車事業収益	94,000千円
第1項 営業収益	94,000千円
収入合計	61,307,000千円
支出	
第1款 自動車運送事業費	48,576,000千円
第1項 営業費用	47,065,000千円
第2項 営業外費用	1,482,000千円
第3項 特別損失	29,000千円
第2款 軌道事業費	8,008,000千円
第1項 営業費用	3,853,000千円
第2項 営業外費用	4,155,000千円
第3款 新交通事業費	7,935,000千円
第1項 営業費用	7,361,000千円
第2項 営業外費用	574,000千円
第4款 懸垂電車事業費	125,000千円
第1項 営業費用	120,000千円
第2項 営業外費用	5,000千円
支出合計	64,644,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額8,518,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 自動車運送事業資本的収入	8,880,000千円
第1項 企業債	8,400,000千円
第2項 国庫補助金	30,816千円

第3項 一般会計補助金	16,121千円
第4項 財産収入	134,125千円
第5項 雑収入	298,938千円
第2款 軌道事業資本的収入	292,000千円
第1項 企業債	292,000千円
第3款 新交通事業資本的収入	5,130,000千円
第1項 企業債	4,524,000千円
第2項 一般会計出資金	605,000千円
第3項 国庫補助金	1,000千円
収入合計	14,302,000千円
支出	
第1款 自動車運送事業資本的支出	15,321,000千円
第1項 建設改良費	13,121,000千円
第2項 企業債償還金	2,200,000千円
第2款 軌道事業資本的支出	370,000千円
第1項 建設改良費	370,000千円
第3款 新交通事業資本的支出	7,129,000千円
第1項 建設改良費	3,029,000千円
第2項 企業債償還金	4,100,000千円
支出合計	22,820,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
自動車改良事業	平成32年度～平成33年度	9,072,000千円
軌道維持管理事業	平成32年度	35,000千円

軌道受託工事	平成32年度～平成33年度	5,641,000千円
新交通改良事業	平成32年度	907,000千円
新交通維持管理事業	平成32年度	26,000千円
合計		15,681,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

## 1 起債の目的及び限度額

建設改良事業	11,116,000千円
借換資	2,100,000千円
合計	13,216,000千円

## 2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

## 3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

## 4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

## 5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は16,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 共済追加費用負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は560,121千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は249,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第10条 重要な資産の取得は、次のとおりとする。

取得する資産

種類	名称	数量
車両	乗合自動車	160両

平成31年度東京都高速電車事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度東京都高速電車事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 期首在籍車両数	1,166両
2 年間走行距離	126,819km
3 年間輸送人員	1,047,232千人
4 一日平均輸送人員	2,861,290人
5 主要な建設改良事業	
浅草線車両の更新	9,313,920千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 高速電車事業収益	184,403,000千円
第1項 営業収益	168,862,000千円
第2項 営業外収益	15,541,000千円
収入合計	184,403,000千円

支出

第1款 高速電車事業費	159,777,000千円
第1項 営業費用	145,712,000千円
第2項 営業外費用	14,065,000千円
支出合計	159,777,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額108,736,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 高速電車事業資本的収入	22,860,000千円
第1項 企業債	5,000,000千円
第2項 一般会計出資金	12,942,000千円
第3項 国庫補助金	2,328,715千円
第4項 一般会計補助金	2,536,128千円
第5項 雑収入	53,157千円
収入合計	22,860,000千円

支出

第1款 高速電車事業資本的支出	131,596,000千円
第1項 建設改良費	74,300,000千円
第2項 企業債償還金	37,266,000千円
第3項 投資	20,000,000千円
第4項 雑支出	30,000千円
支出合計	131,596,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
地下鉄改良事業	平成32年度～平成35年度	100,291,000千円
地下鉄補修事業	平成32年度	4,444,000千円
地下鉄維持管理事業	平成32年度	179,000千円
地下鉄受託工事	平成32年度～平成35年度	4,692,000千円
合計		109,606,000千円



(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

地下鉄改良事業	2,651,000千円
地下鉄特例債	2,349,000千円
合計	5,000,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。
- (5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は44,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 地下鉄建設費補助金等として、一般会計から補助を受ける金額は6,514,128千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は3,518,000千円と定める。

## 平成31年度東京都電気事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度東京都電気事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 出力	36,500kW
2 年間販売電力量	113,855MWh
3 一日平均販売電力量	311,079kWh

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 電気事業収益	1,801,000千円
第1項 営業収益	1,771,000千円
第2項 営業外収益	30,000千円
収入合計	1,801,000千円

支出

第1款 電気事業費	1,377,000千円
第1項 営業費用	1,241,000千円
第2項 営業外費用	136,000千円
支出合計	1,377,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的支出額は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

支出

第1款 電気事業資本的支出	432,000千円
---------------	-----------

第1項 建設改良費	432,000千円
支出合計	432,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
発電改良事業	平成32年度	168,000千円

(他会計からの補助金)

第6条 児童手当負担金等として、一般会計から補助を受ける金額は3,000千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第7条 たな卸資産の購入限度額は100千円と定める。

## 平成31年度東京都水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度東京都水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	1, 627, 968, 000㎡
2 一日平均配水量	4, 448, 000㎡
3 給水件数	7, 857, 000件
4 主要事業	
水源及び浄水施設整備事業	18, 300, 000千円
送配水施設整備事業	160, 900, 000千円
給水設備整備事業	11, 800, 000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 水道事業収益	379, 627, 000千円
第1項 営業収益	364, 103, 000千円
第2項 営業外収益	15, 524, 000千円
収入合計	379, 627, 000千円

支出

第1款 水道経営費	375, 926, 000千円
第1項 営業費用	359, 395, 000千円
第2項 営業外費用	16, 531, 000千円
支出合計	375, 926, 000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額98, 669, 000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	44, 806, 000千円
第1項 企業債	39, 526, 000千円
第2項 国庫補助金	1, 489, 000千円
第3項 一般会計出資金	1, 890, 000千円
第4項 固定資産売却収入	66, 000千円
第5項 その他資本収入	1, 835, 000千円
収入合計	44, 806, 000千円

支出

第1款 資本的支出	143, 475, 000千円
第1項 建設改良費	124, 455, 000千円
第2項 企業債償還金	19, 020, 000千円
支出合計	143, 475, 000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水道建設改良事業	平成32年度～平成35年度	112, 349, 000千円
水道維持管理事業	平成32年度	113, 000千円
水道施設補修事業	平成32年度～平成33年度	63, 373, 000千円
徴収事務委託事業	平成32年度～平成36年度	11, 222, 000千円
受託事業	平成32年度～平成33年度	1, 386, 000千円
合 計		188, 443, 000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

水道建設改良事業 39,526,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。

証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

(1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、その発行価格差減額を埋めるために必要な金額を起債限度額に加算した金額を、その起債限度額とする。

(2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。

(3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。

本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。

(4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を発行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は151,000千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 当年度利益剰余金のうち1,700,000千円は、次のとおり処分するものと定める。

建設改良積立金 1,700,000千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は2,000,000千円と定める。

## 平成31年度東京都工業用水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度東京都工業用水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 年間配水量	8,234,000 m <sup>3</sup>
2 一日平均配水量	22,497 m <sup>3</sup>
3 給水件数	421件

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 工業用水道事業収益	5,831,000千円
第1項 営業収益	899,000千円
第2項 営業外収益	1,988,000千円
第3項 特別利益	2,944,000千円
収入合計	5,831,000千円

支出

第1款 工業用水道経営費	5,831,000千円
第1項 営業費用	2,776,000千円
第2項 営業外費用	134,000千円
第3項 特別損失	2,921,000千円
支出合計	5,831,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額683,000千円は、損益勘定留保資金

で補てんするものとする。)

収入

第1款 資本的収入	201,000千円
第1項 一般会計出資金	201,000千円
収入合計	201,000千円

支出

第1款 資本的支出	884,000千円
第1項 建設改良費	884,000千円
支出合計	884,000千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は200,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第6条 事業運営経費として、一般会計から補助を受ける金額は1,669,000千円である。

(資本金の額の減少)

第7条 資本金25,332,762千円のうち2,944,000千円を減少し、特別利益に振り替える。

## 平成31年度東京都下水道事業会計予算

(総則)

第1条 平成31年度東京都下水道事業会計予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

## 1 下水道事業

(1) 管渠管理延長	16,135,895m
(2) ポンプ所年間揚水量	894,500,000m <sup>3</sup>
(3) 年間処理水量	1,791,000,000m <sup>3</sup>
(4) 料金徴収基準数	5,783,386件
(5) 主要な建設改良事業 下水道建設事業	180,000,000千円

## 2 流域下水道事業

(1) 管渠管理延長	232,190m
(2) ポンプ所年間揚水量	1,920,000m <sup>3</sup>
(3) 年間処理水量	357,000,000m <sup>3</sup>
(4) 主要な建設改良事業 流域下水道建設事業	14,300,000千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第1款 下水道事業収益	369,738,000千円
第1項 営業収益	293,691,000千円
第2項 営業外収益	76,047,000千円

第2款 流域下水道事業収益	32,514,000千円
第1項 営業収益	17,745,000千円
第2項 営業外収益	14,769,000千円
収入合計	402,252,000千円

支出

第1款 下水道管理費	339,347,000千円
第1項 営業費用	320,124,000千円
第2項 営業外費用	19,123,000千円
第3項 予備費	100,000千円
第2款 流域下水道経営費	33,680,000千円
第1項 営業費用	33,023,000千円
第2項 営業外費用	657,000千円
支出合計	373,027,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。(資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額171,511,000千円は、損益勘定留保資金その他で補てんするものとする。)

収入

第1款 下水道事業資本的収入	178,393,000千円
第1項 企業債	87,937,000千円
第2項 一般会計出資金	36,618,000千円
第3項 国庫補助金	51,082,000千円
第4項 固定資産売却収入	5千円
第5項 建設収入	1,859千円
第6項 その他資本収入	2,754,136千円
第2款 流域下水道事業資本的収入	12,672,000千円

第1項 企業債	907,000千円
第2項 一般会計出資金	1,000千円
第3項 国庫補助金	8,790,000千円
第4項 市町村負担金収入	2,959,000千円
第5項 固定資産売却収入	14,000千円
第6項 代替地売却収入	1,000千円
収入合計	191,065,000千円

支出

第1款 下水道事業資本的支出	343,193,000千円
第1項 下水道建設改良費	215,000,000千円
第2項 企業債償還金	128,193,000千円
第2款 流域下水道事業資本的支出	19,383,000千円
第1項 流域下水道改良費	2,250,000千円
第2項 流域下水道建設費	14,300,000千円
第3項 企業債償還金	2,826,000千円
第4項 生活再建対策事業費	7,000千円
支出合計	362,576,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
下水道建設改良事業	平成32年度～平成35年度	176,220,000千円
下水道維持管理事業	平成32年度～平成33年度	108,000千円
下水道施設補修事業	平成32年度～平成33年度	6,320,000千円
下水道施設の撤去	平成32年度	200,000千円
流域下水道建設改良事業	平成32年度～平成34年度	12,700,000千円

流域下水道施設補修事業	平成32年度	200,000千円
合 計		195,748,000千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

1 起債の目的及び限度額

下水道建設改良事業	86,796,000千円
流域下水道建設事業	443,000千円
借換債	1,605,000千円
合 計	88,844,000千円

2 起債の方法

証券発行又は普通貸借の方法により政府その他から起債する。  
証券発行の場合においては、額面以下の価格で発行することができる。

3 利率

年9.9%以内。ただし、外国通貨により起債する場合には、年15.0%以内

4 償還の方法

起債のときから据置期間を含め40年以内に償還する。ただし、起債条件又は財政の都合により、償還年限を短縮して繰上償還をすることがある。

5 その他

- (1) 第1号に規定する都債の発行価格が額面金額を下回るときは、それぞれの発行価格差減額を埋めるために必要な金額を各起債限度額に加算した金額を、それぞれの起債限度額とする。
- (2) 外国通貨により起債する場合には、その起債限度額は、第1号の金額の全部又は一部を起債日における外国為替相場で換算した金額によることができる。
- (3) 本債の起債時期が適当でないとき、又は本債の起債が困難なときは、本債に代わる都債として、本条各号に定める条件によって起債することができる。  
本債に代わる都債は、適宜償還期限を定め、その期限内に本債収入金その他をもってこれを償還する。
- (4) 金融事情その他の都合により、起債額の全部又は一部を翌年度に繰延起債することがある。

(5) 公債証券を盗取され、又は紛失、滅失、汚染若しくは、毀損をした者に交付するために必要があるときは、第1号に定めるもののほか、公債証券を發行することができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は20,000,000千円と定める。

(他会計からの補助金)

第8条 雨水処理費等として、一般会計から補助を受ける金額は130,011,436千円である。

発行  
東京都  
東京都新宿区西新宿二丁目八番一號  
電話 〇三(五三二)一一一(代)  
郵便番号 163-8001  
定価

本号  
一筒月 一七〇円  
六、六〇〇円  
(郵送料を含む)

印刷所  
勝美印刷株式会社  
東京都文京区白山一丁目十三番七號  
電話 〇三(三八二)五二〇一(代)  
郵便番号 113-0001

